一般社団法人 全国クレーン建設業協会

令和9年版
R8.12.1～R9.11.30

# クレーン建設業生命共済
―災害保障特約付団体定期保険―

## ●制度の特長●

1．お手頃な掛金で大きな保障が得られます。
2．業務中・業務外を問わず２４時間保障されます。
3．掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
4．保険期間は１年で、１年ごとに収支計算を行って
　剰余金が生じた場合には配当金として還元されます。
5．医師の診査はなく告知書扱いで加入申込書手続きができます。

**６６歳～７０歳の方も**
**新規・継続加入できます！**
※上記の方は加入口数の上限は１口になります。
（65歳6ヵ月超（S36.5.31 生まれ以前）の方は、1口に自動的に減額となります。）

## １口あたりの保障内容

☆病気等による死亡・高度障害保険金（第1級）　200万円

☆不慮の事故による死亡・高度障害保険金（第1級）　300万円

☆入院給付金　1日につき　1,500円
※不慮の事故により5日以上入院したとき1日目からお支払いします（120日限度）
　例）不慮の事故により5日間入院した場合は5日分が給付されます。

☆不慮の事故による障害給付金（第2級～第6級）　70万円～10万円
※等級の障害状態はパンフレット裏面に記載してあります。

## 例えばこんな場合に保険金・給付金が支払われます
～1口（死亡保険金200万円）にご加入の場合～

自宅の階段から落ちて10日間入院しました…

1日につき、1,500円の入院給付金を10日分お支払いします。

※保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に日本における病院・診療所またはこれと同等とみなされる日本国外の医療施設にその傷害の治療目的で5日以上入院されたとき、1日につき所定の入院給付金を120日を限度としてお支払いします。

従業員が亡くなってしまいました・・・

不慮の事故による場合は、100万円の災害保険金をプラスし、合計で300万円お支払いします。

病気等により死亡された場合は、200万円の死亡保険金をお支払いします。

※保険期間中に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき、または保険期間中に発病した引受保険会社所定の感染症（詳細はパンフレットに記載してあります）により死亡されたとき、災害保険金をお支払いします。

※保険期間中に死亡されたとき、お支払いします。

保障内容と月払掛金については裏面をご覧ください。

## 保障内容と月払掛金

| 保障内容 | | 加入口数 | 1口 | 2口 | 3口 | 4口 | 5口 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 病気による場合 | 死亡保険金<br>（病気等により死亡されたとき） | 200万円 | 400万円 | 600万円 | 800万円 | 1,000万円 |
| | | 高度障害保険金<br>（病気等により別表1の第1級（高度障害状態）になられたとき） | | | | | |
| | 不慮の事故による場合 | 死亡保険金＋災害保険金<br>（不慮の事故または別表2の感染症により死亡されたとき） | 300万円 | 600万円 | 900万円 | 1,200万円 | 1,500万円 |
| | | 高度障害保険金＋障害給付金<br>（不慮の事故により別表1の第1級（高度障害状態）になられたとき） | | | | | |
| | | 障害給付金<br>（不慮の事故により別表1の第2級～第6級の障害状態になられたとき） | 70万円～10万円 | 140万円～20万円 | 210万円～30万円 | 280万円～40万円 | 350万円～50万円 |
| | | 入院給付金<br>（不慮の事故により5日以上入院されたとき、ただし120日限度） | 1日につき1,500円 | 1日につき3,000円 | 1日につき4,500円 | 1日につき6,000円 | 1日につき7,500円 |

| 月払掛金（概算） | 性別 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 15歳～35歳（H3.6.1生～ H24.5.31生） | | 608 | 525 | 1,216 | 1,050 | 1,824 | 1,575 | 2,432 | 2,100 | 3,040 | 2,625 |
| 36歳～40歳（S61.6.1生～ H3.5.31生） | | 660 | 607 | 1,320 | 1,214 | 1,980 | 1,821 | 2,640 | 2,428 | 3,300 | 3,035 |
| 41歳～45歳（S56.6.1生～ S61.5.31生） | | 746 | 653 | 1,492 | 1,306 | 2,238 | 1,959 | 2,984 | 2,612 | 3,730 | 3,265 |
| 46歳～50歳（S51.6.1生～ S56.5.31生） | | 888 | 757 | 1,776 | 1,514 | 2,664 | 2,271 | 3,552 | 3,028 | 4,440 | 3,785 |
| 51歳～55歳（S46.6.1生～ S51.5.31生） | | 1,102 | 881 | 2,204 | 1,762 | 3,306 | 2,643 | 4,408 | 3,524 | 5,510 | 4,405 |
| 56歳～60歳（S41.6.1生～ S46.5.31生） | | 1,406 | 1,009 | 2,812 | 2,018 | 4,218 | 3,027 | 5,624 | 4,036 | 7,030 | 5,045 |
| 61歳～65歳（S36.6.1生～ S41.5.31生） | | 1,930 | 1,207 | 3,860 | 2,414 | | | | | | |
| 66歳～70歳（S31.6.1生～ S36.5.31生） | | 2,660 | 1,487 | | | | | | | | |

（単位：円）

☆更新時の年齢により、掛金は変わりますのでご確認ください。
☆記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込み締切後算出し、初回より適用します。
☆掛金には制度運営費が含まれています。（掛金とは、保険料に制度運営費を加算したものをいいます。）

ご加入、増額、保障内容の詳細については、パンフレットをご覧ください。

〈お問い合わせはこちら〉


一般社団法人　全国クレーン建設業協会

〒104-0031
東京都中央区京橋2-5-21　京橋NSビル7階

TEL：03-3562-7018
FAX：03-3562-7019